

第 3 次秋田市行政改革大綱

平成15年 3 月

秋 田 市

〔目次〕

新たな行政改革大綱の策定にあたって

1	第3次秋田市行政改革大綱策定の背景	．．．．．P	1
2	改革の視点	．．．．．P	2
3	基本的方向性	．．．．．P	2
4	計画期間	．．．．．P	2

実施項目要旨

第1章 市民志向・成果志向の行政経営システムの確立

第1項	成果志向の行政評価システムの導入	．．．．．P	3
第2項	迅速で機動的な意思決定システムの構築	．．．．．P	3
第3項	経営感覚を持つ職員の育成	．．．．．P	3
第4項	新たな時代に対応した予算編成システムの構築	．．．．．P	3
第5項	適材適所の人員配置を行う人事システムの構築	．．．．．P	4
第6項	市民の立場に立った行政サービスの実現	．．．．．P	4
第7項	適正な事務執行体制の確立と危機管理能力の向上	．．．．．P	6

第2章 最少の費用で最大の効果を

第1項	健全な財政の維持	．．．．．P	7
第2項	事務事業の見直し	．．．．．P	8
第3項	公共施設運営の見直し	．．．．．P	9

第3章 行政の役割・責任範囲の明確化

第1項	民間委託、民間委譲手法の検討	．．．．．P	11
第2項	公営企業・公社等外郭団体のあり方の見直し	．．．．．P	11
第3項	受益者負担の適正化	．．．．．P	12

第4章 市民力の発揮による市民協働の推進

第1項 民間活力、民間能力の有効活用	・ ・ ・ ・ ・ P 1 3
第2項 透明性の高い市政の実現	・ ・ ・ ・ ・ P 1 4
第3項 市民意向の反映と市民参画規程策定の検討	・ ・ ・ ・ ・ P 1 4

第3次秋田市行政改革大綱の位置づけ

1 総合計画との関係	・ ・ ・ ・ ・ P 1 5
2 市町合併との関係	・ ・ ・ ・ ・ P 1 5

資 料 編	・ ・ ・ ・ ・ P 1 6
-------	-----------------

秋田市行政改革推進本部設置要綱
市政懇談会行政改革推進特別部会設置要綱

新たな行政改革大綱の策定にあたって

1 第3次秋田市行政改革大綱策定の背景

本市では、地方分権の進展を踏まえ、地方行財政が直面する厳しい環境にこえ得る、簡素で効率的、かつ創造的な行財政運営の再構築を目指し、昭和60年に秋田市行政改革推進本部を設置するとともに、平成7年から2次にわたる行政改革大綱を策定し、改革の推進に努めてきた。平成11年度を初年度とする「新秋田市行政改革大綱」においては、平成14年度末で実施項目の約8割を達成するなど、着実な成果をあげてきたところである。

一方、「新秋田市行政改革大綱」を策定した平成11年時と比べ、地方自治体を取り巻く環境は大きく変わってきている。バブルが崩壊した前世紀の末から、我が国がこれまで経験したことのない深刻な経済の停滞に見舞われ、この危機的状況乗り越えるには、従来の日本型手法では通用しなくなっており、あらゆる分野において国を挙げて構造改革に取り組む時代となった。こうした流れの中で、国と地方の関係も見直され、「個性ある地方の発展」に向け、地方の自立が強く求められている。

今後、さらに少子・高齢化が進行するなど、社会構造の変化が進むことは想像に難しくなく、地方自治体として、その変化に対応し得る体力を維持するためには、今までにも増して、自らに対する改革への取り組みが不可欠である。

このような状況とこれまで実施してきた行政改革大綱の課題等を踏まえつつ、国の構造改革や地方分権の本格化を始めとする社会経済情勢の大きな変化に的確に対応する新たな改革の指針として、平成15年度を初年度とする「第3次秋田市行政改革大綱」を策定したものである。

2 改革の視点

これまでの資源の投入量により活動を評価してきた行政運営から、厳しい財政状況、市民の価値観の多様化に対応した、成果志向の行政経営へ転換するため、以下の6つの視点から、行政改革の推進を図る。

- (1) 新たな市民サービスの展開へ繋げる行革の実施
- (2) 適正な事務執行体制の確立と危機管理能力の向上
- (3) 行政経営に主眼をおいた行政システムの抜本的な見直し
- (4) 行政におけるコスト意識の徹底
- (5) 行政と民間の役割分担のあり方の見直し
- (6) 情報公開と住民参加による改革の推進

3 基本的方向性

地方分権時代にふさわしい自立した行政主体として、市民が納得する行政サービスを進めるため、限られた行政資源を最大限に活用しながら、市民志向・成果志向に基づき、迅速性・コスト意識に根ざした行政経営の実現を目指す。

また、改革の手法と目的、さらに数値目標をできるだけ明らかにし、市政をどのような方向に進めようとしているのか市民と情報を共有することにより、市民との役割分担と協働による地域の経営を実現する。

4 計画期間

第2次の大綱である「新秋田市行政改革大綱」にいたるまで大綱の計画期間は、概ね5年間としてきたが、時代変換のサイクルが加速度的に早くなっていることから、第10次秋田市総合計画の前期計画期間に合わせて、平成15年度から平成17年度までの3ヵ年を計画期間とする。

実施項目要旨 全 80 項目

【凡例】 実施項目冒頭の「継」印は、新秋田市行政改革大綱からの継続項目。
末尾の（○年度）は、実施予定年度。

第 1 章 市民志向・成果志向の行政経営システムの確立

[28 項目]

構造改革の推進とともに、真の地方自立のため、これまでも増して自治体の自己決定・自己責任が強く求められている。新たな市民サービスの展開に繋げるためにも、市民の視点に立ち、自立した自治体として、理念と目的を明確にして改革を進めていく必要がある。

そのため、行政評価システムを導入し、市民への説明責任を果たすとともに、市民志向・成果志向の行政経営システム確立を目指す。

また、行政経営の視点から適正な事務執行体制の確立と危機管理能力の向上に取り組む。

第 1 項 成果志向の行政評価システムの導入

< 1 項目 >

「行政評価システムの導入」(15 年度)

- ・市民志向・成果志向型行政経営の実現のため、業務棚卸手法による行政評価システムを導入する。

第 2 項 迅速で機動的な意思決定システムの構築

< 2 項目 >

「機能的・機動的な組織の構築」(17 年度)

- ・市民ニーズへの迅速かつ的確な対応を図るために、組織・機構の見直しや政策実施部門への権限の委譲を行い、より機能的・機動的な組織体制を構築する。

「トップマネジメント機能の強化」(15 年度)

- ・市の重要な施策や行政経営について強力なリーダーシップが発揮できるトップマネジメント機能の強化について検討する。

第 3 項 経営感覚を持つ職員の育成

< 1 項目 >

「新たな研修制度の構築」(17 年度)

- ・新たな行政経営システムに対応できるよう、それぞれの立場や役割に応じた経営感覚を兼ね備えた職員を育成するため、新たな研修制度を構築するとともに、新たに策定する人材育成基本方針の中に位置づける。

第 4 項 新たな時代に対応した予算編成システムの構築

< 1 項目 >

「新たな予算編成システムの構築」(16 年度)

- ・住民の多様なニーズに即応し、迅速かつ総合的に施策を展開できる体制を確立するため、新たな予算編成システムを構築することにより、限られた財源の効率的、重点的な活用を図る。

第5項 適材適所の人員配置を行う人事システムの構築

< 2項目 >

継「新たな人事評価システムの導入の検討」(17年度)

- ・一層効率的な行政運営を行うため、部内で各課の現状、課題、要望等に的確に対応し、限りある人材をより効率的に活用できる新たな人事評価システムの整備を行うとともに、より適正な給与体系の構築に向け検討を行う。

継「定員適正化計画の見直し」(15年度～16年度)

- ・これまでの定員管理の状況を検証しつつ、次の数値目標に基づき、今後の民間委託等行政改革の推進との整合性を図りながら、適正な定員管理計画を新たに策定する。

人員数値目標

平成14年4月1日現在の総職員数3,322人を基礎に、秋田市定員管理計画(平成15年度～24年度)に基づき、今後10年間に於いて、5%超(概ね200人)の人員を削減する。

第6項 市民の立場に立った行政サービスの実現

< 17項目 >

「総合窓口(ワンストップサービス窓口)の検討」(17年度～)

- ・各種の行政窓口サービスについて一か所で複数手続きを可能とする、いわゆる「ワンストップサービス」の実現は、来庁する市民の窓口の渡り歩き、行きたい窓口の不案内などの解消のための効果的な方策であることから、市民サービス向上の観点から現庁舎での窓口総合化の可能性について検討する。

「職員提案制度の見直し」(15年度)

- ・職員提案制度について、職員一人ひとりが職域を越え、サービスを受ける側の視点を含めた幅広い視点から市のサービス全般について関心を持ち、考える動機付けを与える提案が事務改善、市民サービス向上に役立つ内容であれば、すぐにでも改善に向けて検討し、実現を図るという改善志向の職場風土の形成を促す実際の業務改善を促す、という目的により見直しを行う。

継「市の施設の業務時間の延長等」(15年度)

- ・多様化する市民ニーズに対応した市民サービスの向上を図るため、図書館等の時間延長について検討する。

継「行政サービスの電子化による電子自治体の実現」(17年度～)

- ・市民の各種手続きの利便性を図るため、セキュリティに配慮しながら、電子申請・届出及び電子証明などの行政サービスの電子化を推進するとともに、これら電子文書の受発信などの行政事務を迅速かつ効率的に処理するためのシステム等の活用により電子自治体の実現を目指す。

「市県民税所得証明書等の様式の見直し」(15 年度)

- ・多種多様化した所得証明書等の様式について抜本的な見直しを図り、請求者にわかりやすい統一した様式に変更する。

「税関係証明書自動交付システムの導入の検討」(16 年度)

- ・行政サービスの向上と窓口事務の効率化を図るため、住民票関係証明書自動交付システムの付加機能として税関係証明書の自動交付システムの導入を検討する。

「市税の申告手続の電子化」(17 年度)

- ・電子自治体の推進という観点から、国税や地方税法の改正の状況を踏まえつつ、インターネットを利用した新たな申告システムの構築について検討し、市税の申告手続の電子化を推進する。

「コンビニでの市税納付」(17 年度)

- ・市税の納付をコンビニでも可能とするシステムを構築する。

「納税者へのわかりやすい情報提供」(15 年度)

- ・市県民税納税通知書に「(仮称) よくいただく質問 Q & A 」リーフレットを同封し、軽微な問い合わせ内容についてはリーフレットに記載する内容をご覧くださいことにより、電話や窓口での問い合わせの減少を実現させる。併せてホームページにも掲載する。納税者の立場でわかりやすい情報提供を行う。

「自転車等の放置禁止区域等の見直しと自転車駐車場の適正化」(16 年度)

- ・秋田駅周辺の都市環境の進展に伴い、市民の安全確保の観点から自転車の放置禁止区域等の見直しを行うとともに、新たに駅東口へ自転車等駐車場を建設し、あわせて秋田駅南自転車等駐車場の秋田駅西地下自転車駐車場への一元化を図る。

継 「戸籍事務等の電算化」(17 年度 ~)

- ・戸籍届出から戸籍簿の作成までの事務処理の迅速化及び各種証明書発行の迅速化を図るため、戸籍事務等の電算化を進める。

継 「各種証明書の自動交付システムの導入の検討」(15 年度)

- ・行政サービスの向上と窓口事務の効率化を図るため、各種証明書 (印鑑登録証明書、住民票等) を自動交付するシステムの導入について検討を進める。また、自動交付機の設置については、公的機関等を中心に利便性を考慮した配置や、休日等の運用も併せて検討する。さらに、各種証明書 (印鑑登録証明書、住民票等) の本庁以外での受け渡し方法についても検討を進める。

「諸証明書等発行のコンビニ、インターネット活用の検討」(17 年度 ~)

- ・諸証明書発行について、発行場所を増やしたり、発行時間等を延長したり、コンビニやインターネットを活用し、利便性を図る。

「地産地消の体制・手法の見直し」(16 年度)

- ・地産地消を推進するため、「秋田市地産地消推進検討会」に加え「学校給食用農産物生産組合」「秋田市農と食推進会議」を組織し、安全性の高い、市内産農産物の多様な生産・供給拡大、生産者・消費者との交流・連携が図られる体制・手法の見直しを行う。

「道路行政の一元化」(15 年度)

- ・建設部と都市開発部の事務分掌を見直し、事業目的や業務内容が共通している幹線道路整備を建設部に移管し、建設部所管の生活道路整備との連携強化を図るなど、道路行政の一元化を進める。

「住宅関連事務の一元化」(15 年度)

- ・住宅関連事務について、市営住宅部門(建設部市営住宅課)と民間も含めた全般的な住宅政策に係る部門(都市開発部建築指導課企画担当)を一元化することで、市民に分かりやすくより計画的で充実した住宅関連の行政サービスを実施できる体制を整える。

「拠点センターにおける総合窓口(ワンストップサービス窓口)等の検討」(16 年度)

- ・(仮称)拠点センターの市民サービスセンターで取り扱う各種行政窓口サービスについて、市民サービス向上と事務効率化の観点から総合窓口(ワンストップサービス窓口)化の可能性を検討する。また、相談業務について、男女共生の視点を踏まえ、分野・内容の充実と連携方策等を検討する。

第 7 項 適正な事務執行体制の確立と危機管理能力の向上

< 4 項目 >

「危機管理能力の向上」(17 年度)

- ・全庁的な危機管理能力の向上をはかり、信頼される市政運営を確保するため、危機の未然防止、危機発生時の対応、危機収束後のリカバリーの各段階における対応方法について研究・検討のうえ、システム構築や体制の整備を行う。

「総合文書管理システムの構築」(17 年度)

- ・秋田市行政情報ネットワークシステム上に総合文書管理システムを構築し、文書の収受から廃棄に至るまでの流れを電子文書により一貫して管理する。

「技術管理室の新設による公共工事の効率化」(15 年度)

- ・設計における単価積算の適正化、公共工事コスト縮減の体制づくり、新たな工事発注(技術提案型: V E [バリューエンジニアリング]、分割発注: C M [コンストラクションマネジメント])の導入を視野に工事の効率化を図るほか、公共工事再評価など、より専門性を有する問題に対処するとともに、人材面においてもこれらに対応できる技術系職員の育成を行う。

「美短事務局の業務時間延長」(15 年度)

- ・多様化する学生等のニーズに対応するため、事務局職員のシフト勤務により事務室と図書館の閉庁時刻延長を検討する。

「右肩上がり」経済神話の終焉、少子高齢化の一層の進行等、地方自治体を取り巻く社会経済状況は益々厳しさを増し、限られた資源を、無駄無く有効に活用していく行政手法が求められている。第3次秋田市行政改革大綱においては、これまで以上にコスト意識の徹底を図り、施策事業の優先順位を見極めて、行政資源の集中投資と有効活用により、簡素で効率的かつ時代の変化に対応した行財政運営の実現を目指す。

財政健全化目標（平成15年度～17年度）

本市では、高齢社会への適切な対応など行政需要が着実に増加していくことが見込まれる一方、自主財源の根幹をなす市税収入の大幅な伸びは期待できず、厳しい財政運営が続くことが予想されることから、以下の財政健全化目標を設定し、財政の健全化に努める。

1 経常収支比率 85%以下

経常収支比率：人件費や公債費などの毎年度決まって支出していく経常的経費に対して、市税や地方交付税などの経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを示す指標で、財政構造の弾力性を判断するために用いられる。

2 地方債許可制限比率 15%以下

地方債許可制限比率：地方自治体において通常収入されると見込まれる一般財源が、公債費にどの程度使われているかを示す指標の一つで、これが一定の限度を超えると、市債の発行に制限が加えられる。

3 地方債依存度 15%以下

地方債依存度：一般会計の歳入の総額に占める市債の割合で、市債への依存度を示す指標である。

「公共工事のコスト縮減」(17年度～)

- ・「適切な施工品質の確保」といった観点から、これまでの検査体制に加え、工事の中間時における検査回数等の見直しを図り、また、よりの確な工事成績評価を行うことに努め、公共工事におけるトータル的なコスト縮減に資する。

継「未利用地の情報提供と処分方法の確立」(16 年度)

- ・未利用地について、公売実施回数を増やし情報提供の拡充を図るとともに、新たな売却方法等の調査・研究を行い、より効果的な処分方法を確立する。

「市立病院の結核病床の見直し」(16 年度)

- ・結核による入院患者数の減少にともない、結核病床を見直し、効率的な病床利用による病院経営の健全化を目指す。

第 2 項 事務事業の見直し

< 13 項目 >

継「計画的な各種申請手続き等簡素化の推進」(17 年度)

- ・申請・届け出等の各種申請手続き等の簡素化を、全庁的な計画に基づいて推進することにより、一層の市民利便性の向上を図る。

「広報メディアの効率的活用による市政 P R の充実、拡大」(15 年度)

- ・午前中に集中している市政テレビ番組の放送時間を、午後、夜間にも放映することにより、視聴者層の拡大を図る。また、ラジオ番組についても、平日の昼間・夕方の放送時間を確保することにより、情報提供の効果を高める。同時に P R 効果が極めて低いと判断されるメディアを取りやめる。

「施設整備資金貸付制度の見直し」(16 年度)

- ・社会福祉法で規定する社会福祉事業にかかる施設の整備を行う、市内の社会福祉法人に対する貸付金について、制度の見直しを検討する。

「高齢者福祉施設整備資金借入利子補助の廃止」(16 年度)

- ・社会福祉法人が高齢者福祉施設を整備するにあたり、社会福祉・医療事業団から借り入れた整備資金に係る利子の支払いに要する経費に対し、助成する制度を廃止する。

「秋田市版 I S O 導入による環境保全と管理コスト削減」(17 年度)

- ・地球温暖化など地球規模での環境問題が深刻化する中で、C O 2 の削減など、それらへの対応が地方レベルでも求められている。本市としても、新たに市民生活に密着した環境マネジメントシステム(秋田市版 I S O)を構築し取り組もうとしている。この取り組みを環境保全の側面のみならず、光熱水費等の管理的コスト削減など経営測面の検証にも活用し、行政経営の効率化をすすめる。

「生活排水処理施設整備手法の再検討」(15 年度)

- ・生活排水処理施設は、健康で快適な生活環境の確保と、公共用水域の水質保全を図るための重要な施設であり、早期に市民すべてが享受すべき施設として整備が求められていることから、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の選択肢の中から、地域の事業に応じた、より経済的かつ効果的な整備手法の検討を進める。

「広域観光連携組織および参加の見直し」(17 年度)

- ・広域観光連携に関する各種協議会の組織のあり方および参加の見直しを図る。

「道路占用許可事務及び自費工事施工承認事務の見直し」(17 年度)

- ・市民の立場に立った行政サービス実現のため、道路占用許可事務については、データベース化を行うことにより事務処理時間の短縮を図り、また自費工事施行については、申請書類様式の統一化を図ることにより、迅速かつ的確な事務処理手法を構築する。

継「学校給食調理員の見直し」(17 年度 ~)

- ・民間委託の導入検討を含め、給食調理業務における人件費抑制を進める。

「スポーツ国際交流に対する支援のあり方を見直し」(17 年度 ~)

- ・スポーツ国際交流に対する行政支援のあり方について、民間の自主性を基本に、見直しを検討する。

継「消防団員定数等を見直し」(15 年度)

- ・消防団の車両等の配置状況や地域の現状、特性等を考慮して団員定数を削減するとともに、団組織強化のため、「部」「班」の再編成等についても検討する。

「消防業務体制の見直し」(17 年度 ~)

- ・社会経済情勢が加速度的に変化する中、消防が多種多様な市民ニーズに対応し、その総合力を十分発揮する組織であるためには、従来の組織体制に見直しと検討を加え、社会情勢に即応し得る機動的かつ活力のある組織体制を実現する必要がある。(署所の統廃合、車両配置の見直し、人員配置等新たな消防業務体制を構築する。)

継「市立病院の給食業務の委託」(17 年度 ~)

- ・市民サービスの向上及びコスト削減を図るため、市立病院の給食業務を検討する。

第 3 項 公共施設運営の見直し

< 7 項目 >

「桜浄化センターの廃止」(17 年度)

- ・施設の老朽化に伴い更新時期にきている桜浄化センターについて、費用対効果の観点から単独処理の既存施設を廃止し公共下水道へ接続することにより、経費の節減を図る。

「美短体育施設の市民開放」(16 年度)

- ・市民サービスの向上のため、短大の体育施設 (グラウンド、体育館およびテニスコート) を今後一般市民に対して、短大運営に支障のない範囲で貸し出しする。

「藤倉山の家」の廃止」(17 年度 ~)

- ・藤倉山の家は老朽化が著しく、利用者に危険を及ぼす状態にあるため、廃止を検討する。

継「公民館のあり方についての検討」(17 年度)

- ・今後の市民の生涯学習の推進および地域づくりを考える中で、公民館のあり方について検討し効果的な運営を図るための見直しを行う。

「女性学習センター、青少年センターの中央公民館との複合化」(15 年度)

- ・公共施設の効果的な管理運営を図る観点から、中央公民館と女性学習センター、青少年センターを複合化する。

継「文庫の廃止」(16 年度)

- ・現在、明德館が管理し、運営を地域のボランティアに委託している大町、檜山両文庫は、市民ニーズの変化やコミュニティセンターの建設等環境の変化により廃止する。

「文化会館自主事業の見直し」(16 年度)

- ・文化会館で実施している自主事業について、報道機関・民間等への委託を含め、あり方を検討する。

行政関与の必要性や適正な市民サービスの提供等の観点から、サービスと負担の関係、行政の責任分野を明確にして、行政と民間の役割分担の見直しを図る。

そのために、経済効果や雇用確保など民間活力の活用の視点から、行政責任や市民サービスの確保を第一に、民間委託の推進と公営企業などのあり方について、行政の守備範囲の見直しを行う。

第1項 民間委託、民間委譲手法の検討

< 6項目 >

継 「公立保育所の民間移行」(16年度)

- ・公立保育所を民間に移行し、民間活力による効率的で弾力的な保育所運営を行うことにより、多様化する保育ニーズに柔軟に对应していくものである。

継 「ごみ収集業務の委託」(17年度～)

- ・現在直営で行っている市中心部のごみ収集業務について、現在と同様のサービスを維持しながら段階的に民間委託へ移行する。

継 「市営住宅の管理業務の委託」(17年度)

- ・市営住宅の管理についてコスト削減及び適正化を図るため管理業務の委託を検討する。

継 「体育施設の管理業務の委託」(17年度)

- ・体育施設の維持管理の最適化を図るため、維持管理業務の委託を検討する。

「仁井田浄水場の運転業務の委託」(16年度)

- ・浄水場の運転・監視等の業務を民間等に移管し、効率的な維持管理を行う。

「検針業務の委託方式の変更」(17年度)

- ・検針業務を私人委託から民間・法人委託にすることにより業務コストの縮減を図り、検針業務を管理する職員の減員を行う。

第2項 公営企業・公社等外郭団体のあり方の見直し

< 9項目 >

「水道事業と下水道事業の組織統合による一体化の検討」(17年度)

- ・下水道事業の地方公営企業法の全部適用および水道事業との組織統合を検討し、法の趣旨を踏まえた効率的経営の実現を図る。

「公社改革の推進」(16年度)

- ・都市建設公社、駐車場公社、緑地管理公社および環境保全公社の4公社の活動に直接的・間接的に関連する組織からなる(仮称)秋田市公社改革連絡協議会を設置し、経営に関する事項はもちろん、必要に応じた寄附行為の見直しや再編・統廃合を視野に、公社の実態に応じて3つの方針に基づく指導を行い、公社改革の推進を図る。

〔改革の基本方針〕

設立者としての市の関わりをより適正化し、委託業務や派遣職員の見直しなど公社の独立性と経営の健全化を図る。

社会経済情勢の変化に対応し、事業内容の抜本的な見直しを行うなど、公社の設立目的・趣旨を踏まえた整理合理化を行う。

設立当初の目的・趣旨と運営方針が異なってきたものや民間で同じサービスが提供できるものについては、寄附行為の見直しや再編・統廃合を含めた抜本的改革に取り組む。

改革対象公社の実施項目

「秋田市環境保全公社の見直し」(16 年度)

継「秋田市都市建設公社の見直し」(16 年度)

「秋田市緑地管理公社の見直し」(16 年度)

継「秋田市駐車場公社の見直し」(16 年度)

継「財団法人秋田市勤労者福祉振興協会の見直し」(17 年度 ~)

・財団法人秋田市勤労者福祉振興協会の経営の独立採算をめざし、合理化をはかる。

「財団法人秋田市体育協会の見直し」(16 年度)

・本市のスポーツ関係団体を統括する財団法人秋田市体育協会の自立性を高めるため、事務局体制等の見直しを検討する。

「交通事業の民間事業者への完全移管」(17 年度)

・交通局の全路線を民間事業者へ移管し、交通事業は平成 17 年度末を目途に廃止する。

第 3 項 受益者負担の適正化

< 4 項目 >

「受益と負担の明確化」(16 年度)

・行政と民間の役割分担を明確化するとともに、市民間の負担の公平を図り、市民サービス全体を向上させるため、使用料・手数料等の料金を見直す。

〔具体的な取り組みが予定されている項目〕

「市民農園事業の見直し」(17 年度)

・既存の市民農園については、適正な利用料金を導入するとともに、面積拡大、複数年利用等の利用者ニーズに対応する新たな郊外型の有料市民農園を整備する。

「公園施設の利用予約方法および施設使用料の見直し」(16 年度)

・公園施設の利用予約方法と受益者負担の適正化に向け検討する。

「体育施設の利用予約方法および施設使用料の見直し」(16 年度)

・体育施設の利用予約方法と受益者負担の適正化に向け検討する。

地方分権の一層の推進により、地方自治体は、その将来像を自ら描き、そこに至るための手法を自ら選択し、地域特性を生かしたまちづくりを行っていかねばならない。そのためには、従来の行政主体の市政運営から脱して、政策の目的と効果について市民と行政が情報を共有し、市民が自らの目線で政策を語り、市政に参加する仕組みの構築が必要となっている。

自発的な市民活動の主体としての、NPO、ボランティア団体、自治会等との協働やパートナーシップによって、地域の課題の解決を図り、協働して地方自治を推進する。

第1項 民間活力、民間能力の有効活用

< 7項目 >

「自主防災組織の結成促進と育成強化」(16年度)

- ・災害の発生を未然に防止し、災害による被害を最小限に食い止めるためには、地域住民の隣保協同の精神に基づく自発的な初期対応が重要になる。行政と連携し初期対応の核となる自主防災組織の結成促進と防災意識・能力向上のため育成強化を行う。

継「NPO・ボランティア団体等市民活動促進基本方針の策定」(17年度～)

- ・市民活動を促進し、市民との協働により、各施策分野で地域特性を活かしたまちづくりを実現するため、NPO・ボランティア団体等、市民活動促進に向けた基本方針を策定する。

「PFI手法の検討」(17年度～)

- ・PFI手法は、これまで公共が担ってきた公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を一体として民間にゆだねることにより、公共サービスのより一層の効率化と財政的負担の軽減を図ることが目的であることから、今後この手法について研究を進める。

「コミュニティセンター運営委員会の機能拡大」(16年度～)

- ・住民自身の手による住みよい地域づくりを促すため、その拠点となるコミュニティセンターの運営について、運営委員会に管理運営業務を委託することにより運営委員会の機能を拡大し、市民協働を推進する。

「道路利用者との連携強化および道路管理に関する市民との協働」(17年度～)

- ・安全かつ適切な道路機能を維持するため、道路に関する様々な情報を道路利用者などから幅広く収集し、安全な道路交通の確保を図る体制を一層推進し市民サービスの向上を図る。

また、道路の維持管理については、機能的かつ修繕的なものと、側溝清掃や草刈りなど地域の道路環境美化的なものに区分し、市民・企業・行政がそれぞれ役割分担する道路管理のパートナーシップ体制を除排雪事業も含めて強力に推進する。

「公園愛護協力会の拡充」(16 年度 ~)

- ・昭和54年に制度を開始した、市民が、公園・緑地を自主的に清掃、除草等の愛護活動を行う団体である「公園愛護協力会」を拡充することにより、公園維持管理のさらなる充実を図る。

「拠点センターの市民主体による運営と管理の効率化」(16 年度)

- ・平成16年オープンの(仮称)拠点センターの運営にあたって、市民との協働により、市民(利用者)の目線に立った施設運営を図る。また、施設運営の効率化と行政コストの低減を図るため管理業務の民間委託を検討する。

第2項 透明性の高い市政の実現

< 2 項目 >

「わかりやすい市政PR活動の展開」(15 年度)

- ・各種施策、事業の推進にあたっては、市民にその意義や内容、背景にある状況などを十分理解してもらえるように、わかりやすい説明、タイムリーな情報提供に努める。

「積極的な情報公開制度の推進」(17 年度)

- ・情報公開条例の見直しや積極的な情報提供に努め、情報公開制度の充実をはかる。

第3項 市民意向の反映と市民参画規程策定の検討

< 1 項目 >

「市民公聴条例(仮称)の制定」(16 年度)

- ・開かれた市政運営と幅広い市民の市政参加を図るため、市民公聴条例(仮称)を制定する。

第3次秋田市行政改革大綱の位置づけ

1 総合計画との関係

行政改革は、市政の理念や政策目標である総合計画を着実に具体化するために必要な制度、施策、組織などの執行体制の改革を行うものであることから、第3次秋田市行政改革大綱においても、総合計画を着実に実現するためのしくみづくりを目指すものと位置付ける。

本大綱は、市の基本理念「しあわせ実感 緑の健康文化都市」の実現のために、「市政はどうあるべきか、どのように変わる必要があるのか」という視点から本市の行財政運営全般を見直し、市民生活の向上および行政サービスに対する市民満足の向上を最優先に、時代の要請に応じた行政改革を進める指針となるものである。

2 市町合併との関係

市町村合併は、自治能力の向上のために行うものであり、地方行政のスリム化を図りながら行政サービス提供の高度化を目指す方策として、時代の要請を受けた行政改革手法とされている。本市においても、河辺・雄和両町と合併に向けた協議を開始したところであり、今後、円滑な移行に向け、第3次秋田市行政改革大綱の着実な実施をとおり、行財政体制の整備を進めていく。

なお、合併後の新たな仕組みづくりの方針については、本大綱の趣旨を踏まえながら、大綱における行政改革への取り組みとは、別のフレームで、河辺・雄和両町と協議のもと検討を行っていくものである。

~ 資料編 ~

秋田市行政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、秋田市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定および実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長および本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は助役および収入役をもって充てる。

3 本部員は、次の職にある者をもって充てる。

教育長、総務部長、企画調整部長、財政部長、市民生活部長、福祉保健部長、保健所長、環境部長、商工部長、農林部長、建設部長、下水道部長、都市開発部長、秋田公立美術工芸短期大学事務局長、市立秋田総合病院事務局長、議会事務局長、水道事業管理者、交通事業管理者および消防長

(本部長および副本部長)

第4条 本部長は本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、相場助役がその議長となる。

2 本部長は、必要に応じて本部員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 本部に、具体的な事項を検討するため、幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事長および幹事をもって組織する。

3 幹事長は行政システム改革室長をもって充てる。

4 幹事は次の職にある者をもって充てる。

総務部総務課長、企画調整課長、財政課長、生活課長、福祉総務課長、保健総務課長、環境総務課長、商業観光課長、農政課長、建設総務課長、下水道総務課長、都市計画課長、秋田公立美術工芸短期大学事務局総務課長、市立秋田総合病院総務課長、会計課長、議会事務局庶務課長、教育委員会総務課長、水道局総務課長、交通局管理課長および消防本部総務課長

5 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

(事務局)

第7条 本部に事務局を置く。

2 事務局長は、行政システム改革室長をもって充て、事務局次長は、総務部次長、企画調整部次長、財政部次長をもって充てる。

3 事務局員は、行政システム改革室参事、人事課長、企画調整課長、財政課長をもって充てる。

4 事務局の庶務は、行政システム改革室が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則
この要綱は、平成 7 年 3 月 20 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 14 年 2 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

市政懇談会行政改革推進特別部会設置要綱

(設 置)

第1条 市政懇談会設置要綱第7条第1項の規定に基づき、市政懇談会に行政改革推進特別部会（以下「特別部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 特別部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の審議に関すること。
- (2) 行政改革大綱の推進に関すること。
- (3) その他行政改革の推進に係る必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 特別部会は、特別部会長、特別部会長代理および委員をもって組織する。

2 特別部会長、特別部会長代理および委員は、別表1のとおりとする。

(部会長等)

第4条 特別部会長は、特別部会を統括する。

2 特別部会長代理は、特別部会長を補佐し、特別部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第5条 特別部会の会議は、必要に応じて市長が招集し、特別部会長がその議長となる。

(事 務 局)

第6条 特別部会の事務局は、行政システム改革室に置く。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか特別部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年8月1日から施行する。
- 2 市政懇談会行政改革推進特別部会設置要綱（平成7年5月1日施行）は廃止する。

別表 1

区 分	市政懇談会部会	市政懇談会委員氏名
特 別 部 会 長	第 1 部会	御 牧 平八郎
特別部会長代理	第 5 部会	池 村 好 道
委 員	第 1 部会	花 田 道 子
委 員	第 2 部会	工 藤 道 男
委 員	第 2 部会	深 澤 功
委 員	第 3 部会	伊 藤 寿 子
委 員	第 3 部会	高 橋 敦 子
委 員	第 4 部会	赤 田 英 博